



動物と仲良く暮らすために ～動物を飼う上でのマナーを考えよう～



ペットを取り巻く環境は今…

❖ 動物を飼うといういろいろな効果が

動物は、アニマルセラピーとしても利用されています。動物のちょっとしたしぐさや行動には心が癒やされ元気が得られるなど、ストレスの多い現代社会で癒やしや不安解消などの心理的効果がある他、散歩で運動量が増えたり他の飼い主との触れ合いや会話が増えたりするといった社会的効果も期待できます。

❖ しかしこんな問題も

ペットは、生活に潤いや喜びを与えてくれる存在である一方で、虐待や遺棄などの不適切な扱いを受けることがあります。また、臭いや抜け毛、ノミによって周囲に迷惑をかけるといった問題が多く生じています。

❖ 市内でもこんな問題が

市内にも、ペットに関する苦情や相談が多く寄せられています。なかでも犬・猫のフン尿によるマナーの問題が多くを占めています。散歩中に愛犬のフンを持ち帰らなかったり、放し飼いの猫や野良猫が畑や庭を荒らしたりする被害も発生しています。

また、捨てられたり迷子になったりした犬や猫が交通事故などで死亡してしまうケースも後を絶ちません。(下表参照)

市内の犬・猫の死体処理件数			
	犬	猫	合計
平成 22 年度	21 件	136 件	157 件
平成 23 年度	14 件	128 件	142 件
平成 24 年度	7 件	127 件	134 件
平成 25 年度	13 件	130 件	143 件

❖ マナーある飼養を

動物は「癒やしを与えるだけの道具」ではありません。モラルやマナーを守った飼養を心がけることは、ペットのため、ひいては自分のためにもなります。

動物が社会に受け入れられるために、モラルの向上、共生への配慮を心がけましょう。

❖ 飼い主のいない猫にえさを与える方へ

おなかをすかせた飼い主がいない猫に、えさを与えたい気持ちは分かります。

しかし、その猫に不妊・去勢手術を

守りましょう！ペットのマナー

❖ 動物好きが動物嫌いを作ってしまう？

ただかわいがるだけや、好き放題にさせておくことは動物愛護ではありません。例えば犬の鳴き声や、放し飼いの猫のフンは近隣にも迷惑を掛け、かわいいはずのペットが嫌われてしまうだけでなく、知らず知らずのうちに動物嫌いの人を作ってしまうことになります。上記のような問題となることが多い、犬や猫の飼い主の皆さんは、ペットを飼うマナーを再度確認しましょう。

犬のペットマナー

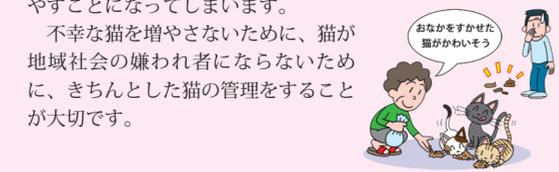
- ①犬を放さない**
散歩の時は必ずリードを付けましょう。犬が苦手な方や小さな子どももいます。リードは短く持ち飼い主の側にいるようにします。
- ②フンや尿を片付ける**
多くの方が犬のフンで困っています。散歩前のトイレを習慣づけ、フンの回収用具を持参して必ず持ち帰りましょう。また、電柱などに尿をしてしまった場合はすぐに水で流すことがマナーです。
- ③むだぼえをさせない**
飼い主が気にならない鳴き声を不快に感じる人もいます。特に早朝夜間にほえる犬には気を配り、動物病院や訓練士に相談するなどしつけ方法を考えましょう。

猫のペットマナー

- ①室内で飼う**
交通事故、感染症、猫同士のケンカ、迷い猫、そして近隣への迷惑など、これらの危険から猫を守ってあげましょう。
- ②不妊・去勢手術を行う**
猫は非常に繁殖力が強く、年2～3回、1回の出産で5～7匹の子どもを生むことができます。繁殖を望まない場合は必ず繁殖制限をしましょう。発情期の鳴き声、ケンカ、尿の臭いが緩和されます。
- ③身元を表示する**
首輪などに飼い主の身元を表示し、迷い猫をなくしましょう。

しなければ、結果として不幸な猫を増やすことになってしまいます。

不幸な猫を増やさないために、猫が地域社会の嫌われ者にならないために、きちんとした猫の管理をすることが大切です。



犬を飼っている方の法律上の3つの義務

下記の3つの義務は狂犬病予防法第4条・第5条により定められており、どれか一つにでも違反があれば、20万円以下の罰金を科せられることがあります。

- ①犬の登録をする（一生に一度）**
飼い始めたら（生後90日を経過した日から）30日以内に登録し、鑑札の交付を受けてください。
- ②飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせる（毎年1回）**
毎年1回、4月1日から6月30日の間に受けましょう。動物病院で発行される注射済証を持って注射済票の交付を受けてください。
- ③飼い犬に鑑札と注射済票をつける**
万一、迷子になった時の犬の迷子札の役目も果たします。

❖ 責任と自覚を持って

例えば犬や猫の寿命は約14年、ウサギは約8年と、動物は意外と長生きです。飼う前に自分の年齢も考慮し、10～20年先まで面倒をみられるか良く考えましょう。

❖ 法律上の義務

下記のことは動物の愛護及び管理に関する法律で義務付けられています。責任と自覚を持って飼養し、人と動物にやさしいまちづくりを目指しましょう。

◆終生飼養の義務

動物を飼うことは、その命に最期まで責任を持つこと。飼い主の都合で捨てたりせずに、最期まで世話をしましょう。

◆動物の遺棄・虐待への罰則の強化

愛護動物をみだりに殺傷すると2年以下の懲役または200万円以下の罰金、愛護動物を遺棄・虐待すると100万円以下の罰金です。虐待には動物の体を傷つけること以外に給餌・給水を怠ったり、狭い不潔な環境で飼育したり、けがや病気の治療をしないなど、不要な苦痛を与えるネグレクトも含まれます。

◆繁殖制限の強化

適正に飼い続けることが難しい状況にならないよう、繁殖制限に努めることが義務付けられています。

ペットに関するQ & A

日常生活でよくある疑問について、東京都動物愛護相談センター多摩支所の木村哲子さんに聞いてみました。

Q. ペットがいなくなりました。どうしたら良いですか？
A. まず、いなくなった場所の近くをよく探しましょう。特に猫の場合は、近くの目立たない場所にじっとしていることがあります。保護されていることもあります。近くの警察署や東京都動物愛護相談センターなどに問い合わせしてみてください。不幸にも死んでしまっている場合は、ごみ減量推進課などの清掃担当部署で死体を収容している場合があります。

Q. ペットが人を傷つけてしまいました。どう対応したらいいですか？
A. まず、けがの手当てをします。必要に応じて病院で治療をしてもらってください。けがをさせた動物は、落ち着かせてその場から離してください。次に原因を確かめて、二度と傷つけないようにしつけをしたり、引き綱を整備したりするなどの対策をとりましょう。また、飼い主には事故発生の届け出が義務付けられていますので、同センターに連絡してください。

Q. 災害時対策としてペットのために準備できることはありますか？
A. 人と同じように、ペットのために数日分のえさや水、トイレ用品などの防災用品を用意しておくことです。また、避難所に避難しなければならない場合もあります。その場合でも一緒に連れて行けるように、他の人や動物、キャリーケースに入れることに慣れさせておくことが大切です。(詳しくは、東京都福祉保健局ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/aigo/bousai/doukou-hinan.html> 参照)

問合せ 東京都動物愛護相談センター多摩支所 ☎ 042・581・7435

飼い主のいない猫について考える～私たちにできること～

市では、飼い主のいない猫を減らしていくための取り組みとして、地域猫活動や、不妊・去勢費用の一部を助成しています。

◆飼い主のいない猫を減らしていくための方法（地域猫活動）

もともと飼い主のいない猫は、飼い猫が捨てられ増えたりしたものです。これ以上増やさないためには、まず猫の飼い主が責任のある飼い方をすることが大切です。その上で、飼い主のいない猫をどうするか考えていかなければなりません。

「飼い主のいない猫対策」とは、地域住民が主体となり猫を命あるものだという考え方で、地域の皆さんによる合意のもとに地域で猫を適正に管理していくものです。「適正な管理とは不妊去勢手術をし、トイレの設置や清掃、えさの管理（えさやりの時間を決める・置きえさはしない）などがあげられます。地域で適正に管理することで、確実に減らしていくことができるので、飼い主のいない猫の問題を自分たちの住む地域の問題の一つとしてとらえ、その対策にご理解をお願いします。

◆飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の一部を助成します

市では、「飼い主のいない猫」を減らし、被害や迷惑を未然に防止するため、不妊・去勢手術費用の

一部を助成しています。

助成対象 市内に生息する、飼い主のいない猫の世話をしている市民及び地域猫活動ボランティア団体
助成金交付決定及び手術の実施 審査の結果、助成金交付決定通知書の交付を受けた方は、交付を受けた日からおおむね60日以内に手術を実施してください。手術済みであることが外見から判断できるように、手術の際に病院で耳の先にVの字カットをしてから捕獲した場所に戻してください

助成金の請求 手術完了後、助成金交付決定通知書に同封してある、指定の請求書に動物病院発行の領収書(原本)を添付し、提出してください

助成限度額 1匹に付き、メスは5千円・オスは2千500円

※手術に要した費用と助成限度額のいずれか少ない額を助成(助成限度額を超えた費用は申込者負担)。当該猫が診断の結果、手術済みと判明した場合や不測の事態で実施できなかった場合の麻酔・診断などに要した費用は、助成対象外。

※予算に限りがあるため申請前にご確認ください。申請後は現地調査を行いますので、ご協力ください。

申込み 手術実施前に、水と緑の環境課(市ホームページからダウンロード可)にある申請書に必要事項を記入し、直接水と緑の環境課環境衛生係へ

地域猫を考える！松田容子さんにインタビュー



「きよせ猫耳の会」の皆さんは設立4年・総会員28人

市内では飼い主のいない猫に対し、ボランティア団体「きよせ猫耳の会」の協力による、不幸な猫を増やさないための活動が行われています。

今回は「きよせ猫耳の会」会長で東京都動物愛護推進員の松田容子さんに、現状や対策などについてお話を伺いました。

猫の数が多くは、猫の好き嫌いにかかわらず決して良いことではありません。当会では、飼い主のいない猫への不妊・去勢手術を中心に活動しています。手術をせずにえさを与えると、猫は繁殖を繰り返し、近隣に迷惑をかけたり猫自身も病気や交通事故で死んでしまったりします。



野良猫の問題などについて、定例会で話し合う会員



地域住民の合意の下で、地域猫にえさをあげる方

また、費用を理由に手術をためらう人が多いので、市の助成に加え、会としても手術費用を助成しています。平成23年度は28匹、24年度は55匹、25年度は89匹の助成を行いました。ただ不妊・去勢をするだけでなく、猫がいる地域の近所の方にも理解をいただく努力もしています。このような活動の結果、十数年前は猫だらけだった場所も、今ではずいぶん数が減り、独自に野良猫対策に取り組む地域もでてきました。

動物愛護法では終生飼養が義務です。引越などで飼えなくなったという相談がよくありますが、当会では決して猫の引き取りはしていません。飼い続ける努力、まず自分で新しい飼い主を探す努力をし、決して捨てないでください。また、飼う前に本当に最後まで飼えるか、えさをあげるにしても最後まで責任を持てるのかを必ず考えてください。

毎月第3土曜日に、市民活動センターで定例会を行っています。不幸な猫を減らしたいという方は、ぜひご参加ください。